（停船命令）

第八条　漁業監督官は、漁業法第百二十八条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

２　前項の規定による停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

一　別記様式による信号旗Ｌを掲げること。

二　サイレン、汽笛その他の音響信号によりＬの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

三　投光器によりＬの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

３　（略）

（罰則）

第九条　第二条第一項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

２　（略）

第十条　第二条第一項、第三条、第四条、第五条第一項若しくは第二項又は第六条の規定に違反して採捕した漁獲物又はその製品であることを知つて販売し、又は所持した者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第九条第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

別表（第三条関係）

（略）	（略）
二　毎年二月一日から七月十日まで及び八月二十日から九月三十日まで	次のイ、ロ、ハ、ニの四点を順次に結んだ三線、ニとホの二点を結んだ線以北の大分県東国東郡姫島村姫島（以下「姫島」という。）の周辺最大高潮時海岸線から八千メートルの距離の線及びホ、ヘ、トの三点を順次に結んだ二線と陸岸とによつて囲まれた海域（イとロの二点を結んだ線、イの点からトの点に至る最大高潮時海岸線から千五百メートルの距離の線、ヘとトの二点を結んだ線及び陸岸とによつて囲まれた海域並びに姫島の周辺最大高潮時海岸線から千五百メートルの距離の線と陸岸とによつて囲まれた海域を除く。） イ・ロ　（略） ハ　北緯三十三度四十八分二十一秒東経百三十一度二十九分三十三秒の点（周防灘航路第三号灯浮標）

（停船命令）

第九条の三　漁業監督官は、漁業法第七十四条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、停船を命ずることがある。

２　前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

一　別記様式による信号旗Ｌを掲げる。

二　サイレン、汽笛その他の音響信号によりＬの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。

三　投光器によりＬの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。

３　（略）

（罰則）

第十条　第二条第一項、第七条第一項若しくは第二項又は第八条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

２　（略）

第十一条　第二条第一項、第三条第一項、第四条、第七条第一項若しくは第二項又は第八条の規定に違反して採捕した漁獲物又はその製品であることを知つて販売し、又は所持した者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第十条第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

別表（第三条関係）

（略）	（略）
二　毎年二月一日から七月十日まで及び八月二十日から九月三十日まで	次のイ、ロ、ハ、ニの四点を順次に結んだ三線、ニとホの二点を結んだ線以北の大分県東国東郡姫島村姫島（以下「姫島」という。）の周辺最大高潮時海岸線から八千メートルの距離の線及びホ、ヘ、トの三点を順次に結んだ二線と陸岸とによつて囲まれた海域（イとロの二点を結んだ線、イの点からトの点に至る最大高潮時海岸線から千五百メートルの距離の線、ヘとトの二点を結んだ線及び陸岸とによつて囲まれた海域並びに姫島の周辺最大高潮時海岸線から千五百メートルの距離の線と陸岸とによつて囲まれた海域を除く。） イ・ロ　（略） ハ　周防灘航路第三号灯浮標